

仕様書（物件番号 1 ～ 2 共通）

1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新500円硬貨及び1000円紙幣が使用できること。
- (3) 貸付面積は、1台分で2.00㎡（幅2.0m×奥行1m×1カ所）とし、空容器の回収ボックス設置面積を含むものとする。
- (4) 貸付期間は平成31年4月1日から平成33年3月31日までとし、更新は認めない。
- (5) 電気代は、設置事業者が子メーターを設置し、その実績に応じ協会が算定した金額を支払う。
- (6) 設置する自販機については、コインの投入口、飲料選定ボタン及び飲料取り出し口は、必ず車椅子利用者の手が届く位置にある機種とすること。

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。
また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
なお、商品の具体的な構成については、協会との協議によること。
- (2) 販売価格は、標準販売価格（定価）以下とすること。
特段の事情があって、上記の価格を維持できない場合は、必ず協会の了解を得ること。ただし、利益目的とする単なる値上げは認めないため、廉価で販売する場合は、そのことを加味して入札金額を決定すること。

3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず設置事業者の責任で回収し、リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、協会の指示に従うこと。
（搬入・搬出時間は8：30～17：15とする）
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、乙の責任において対応すること。
- (7) 日常的な自動販売機の運用における便宜の供与（障がい者等が購入する際の支援・介助等）は、協会職員が行うため、それらの実施に伴う業務の事前及び随時の説明・指導等を行うこと。

4 売上実績の報告

本件賃貸借に係る自動販売機の売上実績を、別に指定する期日までに、協会に提出すること。また、報告された売上実績は、協会において岐阜県等へ報告及び公表することがあること。

5 その他

自動販売機設置前に、設置しようとする機器のカタログを提出すること。